

# 静岡県立大学短期大学部教務委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 107 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 本学に、教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、学生の教務に関する事項を審議し、併せてこれに関し、学内の連絡調整を図ることを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 本学の教育課程に関する事項
- (2) 授業、試験等教務に関する事項
- (3) その他教務に関する重要事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学科（社会福祉学科においては社会福祉専攻及び介護福祉専攻の各専攻）及び一般教育等の教員群からそれぞれ選出された教員各 1 名
- (3) 学生室長
- (4) その他学長が指名する者

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議及び運営)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもってこれに充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員に事故あるときは、代理者を出席させることができる。
- 7 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 8 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、学生部において処理する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。